

「障害者控除対象者認定書」の交付について

■ 障害者控除について

高齢者については、所得税法施行令、地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者等のほか、身体障害者に準ずる者等として市町村長の要介護認定を受けている者が、障害者控除の対象とされているところです。(所得税及び住民税の課税所得の計算に当たって、所得金額から一定額を控除)

本町では、交付申請のあった対象者について、障害者に準ずると認定した場合、「障害者控除対象者認定書」を交付します。

■ 「障害者控除対象者認定書」認定の対象者及び認定基準

次のいずれにも該当する方で、認定基準を満たす場合対象となります。

- ・ 満65歳以上の方(確定申告や年末調整する年の12月31日現在)
- ・ 寝たきりまたは認知症の方
- ・ 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付及び知的障害の認定を受けていない方
- ・ 本人またはその扶養者が所得税控除等の対象となる方

☆認定基準は次の表のとおり

区 分		認 定 要 件	控除額(1人あたり)	
			所得税	住民税
障害者	知的障害者(軽度・中度)に準ずる者	要介護度が1～3で、認知症度がⅡ以上	27万円	26万円
	身体障害者(3級～6級)に準ずる者	要介護度が1～3で、寝たきり度がA以上		
特別障害者	知的障害者(重度)に準ずる者	要介護度が3～5で、認知症度がⅢ以上	40万円	30万円
	身体障害者(1・2級)に準ずる者	要介護度が3～5で、寝たきり度がB以上		
	ねたきり高齢者	要介護度が4～5で、寝たきり度がC以上		

- ※1 要介護度のみで一律に判定するものではありません。
- ※2 認定要件にある「認知症度」とは、認知症高齢者の日常自立度判定基準。
- ※3 認定要件にある「寝たきり度」とは、障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準のことをいいます。
- ※4 認定書は、平成22年分所得税及び平成23年度道町民税の申告から適用となります。
- ※5 介護保険の要介護度認定を受けている場合は、認定対象者の要介護度認定情報を参考にしますので、本人の同意が必要になります。

- 申請受付期間 12月6日(月)から随時受け付けします。
ただし、認定書の交付は平成23年1月からとなります。
- 申請受付場所 役場保健福祉課介護保険係(健康福祉センター内)
- 申請に必要なもの 申請者及び認定対象者の印かん(※認定要件が確認できない場合は、状況に応じて必要な書類の提出を求める場合があります。)
- ◎問い合わせ先 役場保健福祉課介護保険係(内線271)

工業統計調査にご協力ください

経済産業省では、工業統計調査を平成22年12月31日現在で実施します。

本調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的として調査します。本調査は、国の重要な統計調査であり、調査結果は国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として使われるほか、大学や民間の研究機関、小・中・高等学校の教材など広く利用されています。

皆様からご提出していただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

<http://www.meti.go.jp/statistics/>

経済産業省 北海道 小平町